

主 題	緊急一時保護から在宅復帰に向けた協力支援		
副 題	突然、子どもに捨てられてしまった高齢者に対しての在宅復帰支援を 養護老人ホーム・軽費老人ホーム B 型が協力して支援していく。		
在宅復帰支援		緊急一時保護	研究期間 12 ヶ月

事業所	養護老人ホーム 万世敬老園 軽費老人ホーム ライトホーム		
発表者：十文字美希（じゅうもんじみき）		アドバイザー：池田清彦（いけだきよひこ）	
共同研究者：加藤敏隆			

電 話	042-541-5982	E-mail	mankei3@douen.jp
F A X	042-541-5929	U R L	http://www.doen.jp/

今回発表の 事業所や サービスの 紹介	東京都昭島市にある、養護老人ホームと軽費老人ホーム B 型です。共に、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会が運営しており、措置施設と契約施設の違いがあるものの高齢者の安心・安全な生活を支えている施設です。 ライトホーム：042-544-3267
------------------------------	---

《1. 研究前の状況と課題》

緊急保護入所をした利用者に対して、包括的な取り組みは、必須になっている。

突然、子どもに置き去りにされ、悲しみと困惑の中、保護入所された利用者に対し、ソーシャルワーカーとして利用者の今後を考え、「この方の生活はどうなるのか？」「支援するにはどのような手段方法があるのか？」「在宅が良いのか？そのまま施設入所がいいのか？」「自立の可能性、将来性は？」「家族との関係は…？」と、未知なこと、本人の様々な可能性。本人も不安でしょうが、支援者としても不安は隠せない状態があった。

本研究においては、このような突然の入所者に対して、ステップアップ式に自立支援に向けた取り組みを行い、そのプロセスを検証することで、増加するであろう、被虐待高齢者の今後の対応を考えた。

《2. 研究の目標と期待する成果・目的》

突然の環境や生活の変化に際して、動揺を隠せない入所者に対して、落ち着いた生活を提供すること。養護老人ホーム（※以下養護）と軽費老人ホーム B 型（※以下軽費）が一つの社会資源として、制度等が違う中でも目標を一つにすることで、入所者の今後が安定し、自立した生活を送ることができると思われる。

虐待など、緊急にて入所してくる方の理由や ADL は、様々であり、全てのケースに当てはまるものではないが、養護の役割でもある「在宅復帰支援」の取り組みの一つとして、このような包括的な対応が有効であったと考えられる。

今後も継続的に、枠にとらわれない対応をする事が、このようなケースを減らしていく事につながると思われる。

《3. 具体的な取り組みの内容》

Aさん（女性）の事例を通して、検証する。

Aさんは、子どもと共同浴場に行くが、そのままその場に置き去りにされてしまい、警察に保護され、福祉事務所を通じて、養護へ緊急ショートステイ（※以下 SS）で入居された。

「捨てられた」という事は認識しているが、「子どもは、いい子なんだ」が本人の口癖である。

ADLは高く、自立した生活が送れる可能性も十分にあったため、在宅復帰に向け、まずは、息子の状況を確認し、今後息子が押しかけてきたり、本人の生命に危険を及ぼす可能性がないかを福祉事務所と共に確認する。

現状として、「問題がない」という結論に至り、その確認を受けたうえで、在宅復帰へ向け、養護から、軽費B型への入所を検討した。体験入所などを踏まえ、身の回りのことは本人ができるかと判断し、まずは、軽費での生活が始まりまる。

その後、軽費において、衣・食・住の環境、人間関係、社会生活を自身で管理していけるかどうかの観察、支援を経て、現在はアパートでの生活につなげていくことを目標としている。

《4. 取り組みの結果と考察》

虐待・緊急保護入所という一種のハンデを抱えてくる方＝「施設で護らなければいけない」という、施設職員の先入観があったが、その入所者の可能性や周辺環境を整えることで、在宅へ復帰できる可能性があることが分かった。

また、制度などの壁はあるが、養護や軽費などそれぞれが協力していくこと、ソーシャルワーク的なかわりを通して、利用者の自立支援に向けての取り組みが可能になっていくことが、再認識できた。

《5. まとめ、結論》

ネグレクトによる突然の入所という本人の大きな変化に対し、「護る」という発想から、「その人が望む（自立した）生活」という方向へ転換をすることは、今後の緊急入所者に対しての対応の幅を広げることができた。また、養護が持つ在宅復帰支援という、大きな目標を達成する為に必要と思われる。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

本研究発表を行うにあたり、ご本人に口頭にて確認をし、本研究発表以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し、承諾の回答をもって同意を得た。

《7. 参考文献》

特になし

《8. 提案と発信》

養護老人ホーム・軽費老人ホームは、特別養護老人ホーム（※以下特養）に比べ数が少なく、知っている人も多くはない。

しかし、「（介護ではなく）社会的に支援が必要であるが、施設等に入所ができない」「社会福祉に助けを求めたいが、方法が複雑すぎてわからない」等声に出せない思いを抱える方が多くいると思われる。

福祉に従事する人が養護・軽費・特養などの特性を理解し、相互が連携をとることで、多くの人に手を差し伸べる事が可能ではないか？

また、制度や法を誰でもわかりやすいものにする（説明、理解しやすくする）ことで、高齢者なども理解しやすく、手続きしやすくなるを考える。

【メモ欄】